

平成23年度

中心市街地活性化関連
支援措置の概要

平成23年4月

経済産業省
商務流通グループ
中心市街地活性化室

戦略的中心市街地商業等活性化支援事業

【23年度予算額】

2, 880百万円

【22年度予算額】

(3, 311百万円)

1. 事業の概要

中心市街地活性化法に基づき、内閣総理大臣の認定を受けた市町村の基本計画のうち、商業の活性化や中心市街地のにぎわい創出等に資する事業に対して支援する。

2. 事業スキーム(補助率)

国(2/3、1/2) → 民間事業者、まちづくり会社、商店街振興組合、商工会議所・商工会 等

3. 事業内容

(1) 商業基盤施設等整備事業(ハード事業)

テナントミックス店舗、集客核施設の設置、駐車場、催事場、案内コーナーの設置 等

(2) 認定まちづくり会社再生事業 (ハード事業)

まちづくり会社が不動産の所有と利用の分離を促進し空洞化が生じている中心商店街の区域を再生する事業

(3) 商業活性化事業(ソフト事業)

- ① 地域コミュニティ連携事業(文化、教育等)、駐車サービス管理システム、回遊性向上のためのイベント事業 等
- ② 中心市街地活性化協議会事務局へのタウンマネジャー設置や調査研究に係る経費支援
- ③ 商店街環境向上に資する破損・老朽化したアーケード撤去に係る経費支援

<地域要件>

- 都市機能の集約：大規模集客施設等の中心市街地への集約
- まちのにぎわい回復：居住促進事業、都市複利施設整備事業等と一体となった商業機能強化

これからの都市像
コンパクトシティ



<支援内容>

商工会議所、商工会、第3セクター、民間事業者等の商業機能強化に資する事業に対し、
重点的に直接支援
(補助率：2/3、1/2)



中心市街地商業等活性化支援業務等委託費

【23年度予算額】

376百万円

【22年度予算額】

(377百万円)

地域によっては、人材やノウハウの不足により中心市街地活性化の取組が停滞している状況を踏まえ、中心市街地に関する調査・研究や支援を行うことにより、まちづくり人材を育成し、他地域の参考となる中心市街地活性化の先進的事業手法等を広く普及（水平展開）することで、中心市街地活性化に関する課題の解決を可能とし、市町村等による中心市街地活性化を継続的な取組とする事業。

具体的には、

①市町村やまちづくり会社が行う中心市街地活性化の取組に対する、専門家派遣による支援

②中心市街地活性化に係る専門的な人材の育成

③今後の中心市街地活性化の在り方等に係る調査・研究等の事業を実施する。



にぎわい回復に向けたソフト支援

②まちづくりの中核となる人材育成への支援

地域においてまちづくりに関心を持つ有為な人材を対象として、プロジェクト推進のためのノウハウ等を講習、現地実習によって取得させる事業を展開。



講習



現地研修

①中心市街地活性化に取り組むまちづくり会社、市町村への支援事業

商業、都市計画等の専門家チームを市町村やまちづくり会社に派遣して、市場調査等により中心市街地の現況を把握し、課題の明確化、今後の方向性に関する助言を行い、当該地域における中心市街地活性化のためのノウハウ蓄積を図る。



意見交換会

③今後の中心市街地活性化の在り方等に係る調査・研究

本調査事業において得たまちづくり等についての先進的手法、成功事例を効果的に全国に展開、まちづくりの担い手を意識した報告書等の整備をすること等により、効率的なまちづくりの推進に資する。



報告書等はまちづくり情報サイトに公開
<https://www.machigenki.jp/>

○中心市街地商店街等活性化支援事業

中小企業基盤整備機構
交付金

【23年度予算額】
236百万円

【22年度予算額】
(236百万円)

(1) 中心市街地商業活性化診断・サポート事業

中心市街地における商業の活性化及び協議会等の活動に関する取組を、中小企業基盤整備機構における専門的ノウハウを活用し、以下の支援を行います。

◇中心市街地活性化へ向けた各種取組（中心市街地活性化協議会の設立、商業施設等の整備・運営のハード事業、商業活性化に資するソフト事業等）に対し、勉強会等の支援を行います。

◇中心市街地における商業活性化に係る各種計画・事業について、専門家によるプロジェクトチームを編成し、個別事業の実効性を高めるための助言・診断・課題整理等や、個別事業実施後のフォローアップ等の支援を行います。

[対象者] 中心市街地活性化協議会または、中心市街地活性化協議会を設立しようとする者（商工会・商工会議所・まちづくり会社等）
[利用者負担] 原則なし

■ 診断・サポート事業

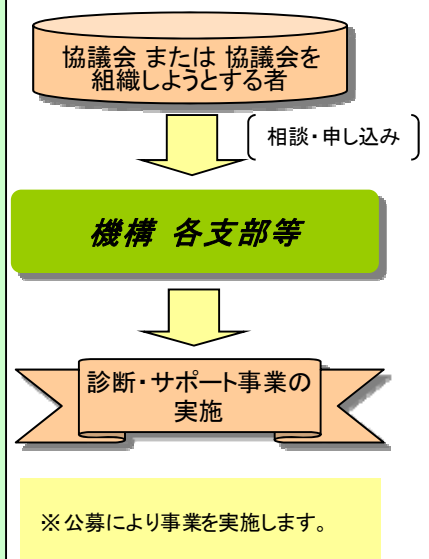
中心市街地の商業活性化に資する事業の実効性を高めるために、以下の支援を実施します。

◇個別事業の実施のための基礎的支援

※個別事業の実施のための勉強会等の支援を行います。（原則、個別事業の実施にかかるものとします。）

◇複数の専門家によるプロジェクトチームを編成し、調査・分析等に基づく、助言・診断・課題整理・情報提供等を行います。（プロジェクト型の継続支援。）

- ・ハード事業及びソフト事業の事業計画ブラッシュアップ
 - ・事業構想の事業化支援
 - ・事業実施後のフォローアップ支援
- ※申し込み後、審査会を実施し採否を決定します。



(2) 中心市街地活性化協議会運営支援事業

中心市街地活性化の推進にあたり、その中心的な役割を果たすことが期待される中心市街地活性化協議会（以下「協議会」）の設立・運営等に対して、電話等による相談等対応、情報提供、また、既に活動している協議会における課題の検討、さらには協議会のネットワーク化を推進するため、中小企業基盤整備機構に設置された中心市街地活性化協議会支援センターを中心として、以下のような支援を実施します。

★電話等による相談

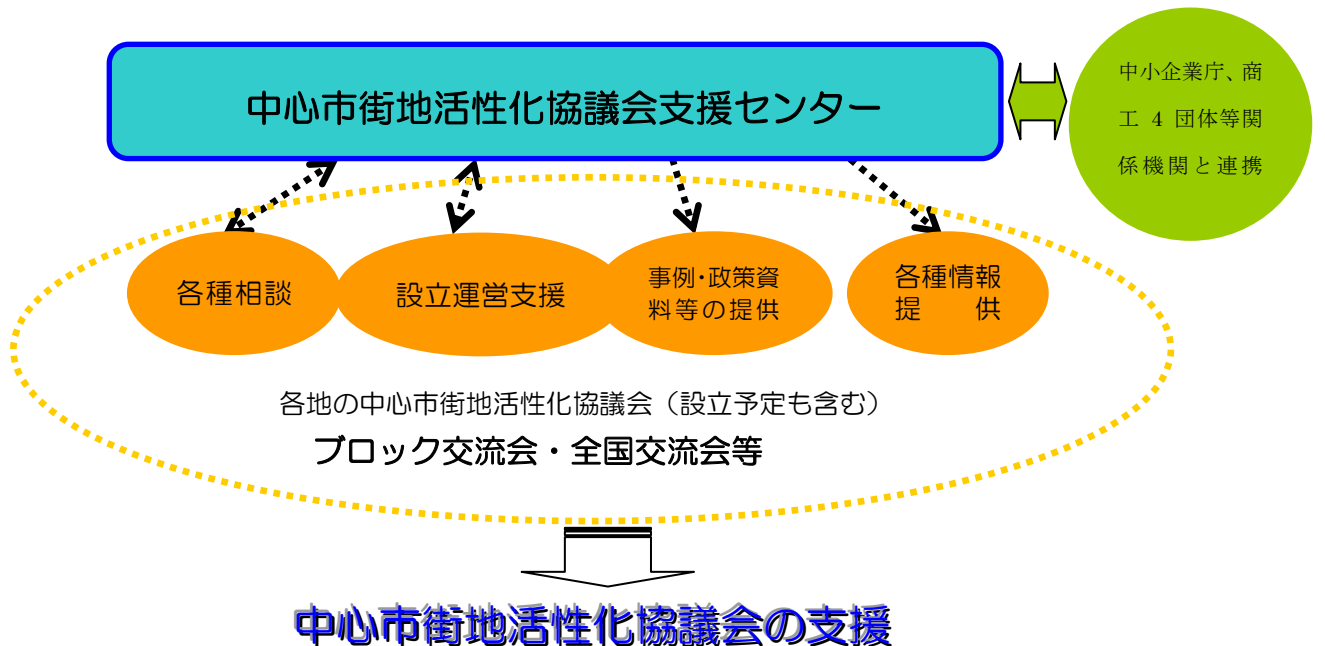
協議会の設置や運営などに関する様々な相談を、電話・メール等により行います。

★各種情報提供

- 公式HPから各種の情報提供を行います。
- ・協議会の設置状況や基本計画の認定状況
 - ・全国各地のまちづくり取り組み事例
 - ・国等の支援策
 - ・メールマガジンの発行
 - ・協議会が抱える課題等の調査分析

★協議会のネットワーク構築支援

- ・ブロック交流会の開催
- ・全国交流会の開催
- ・タウンマネージャー交流支援



○中小企業総合経営支援事業

中小企業基盤整備機構
交付金

(1) 中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業

【23年度予算額】

中小企業経営支援事業
2,718百万円の内数

【22年度予算額】

中小企業経営支援事業
2,718百万円の内数

中心市街地における商業活性化を支援するため、商業活性化に関する専門的な知識を有する、中小企業基盤整備機構に登録されたアドバイザーを派遣します。

中心市街地商業活性化アドバイザー（協議会）

中心市街地商業活性化アドバイザー（商店街）

タウンマネジメントの観点から、中心市街地活性化協議会の組織体制の整備、商業機能の整備、ソフト事業の実施等に係るアドバイスを行います。

中心市街地活性化の観点から、商店街の課題解決、イベント事業などについて商店街等の活性化を図るためにアドバイスを行います。

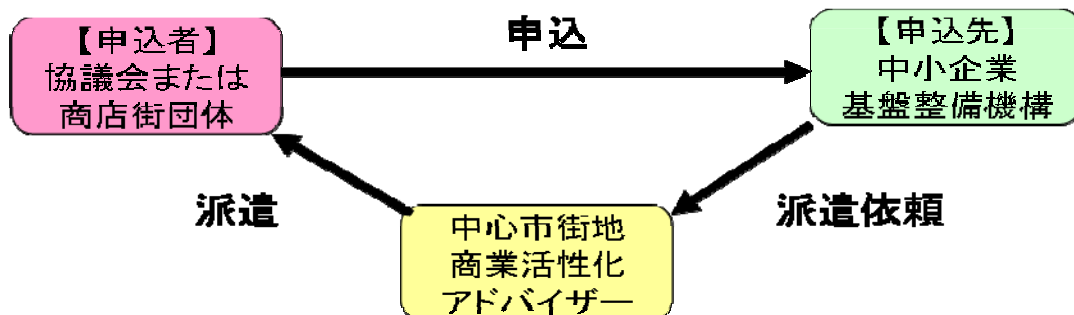
[対象者]

中心市街地活性化協議会または、中心市街地活性化協議会を設立しようとする者（商工会・商工会議所・まちづくり会社等）

[対象者]

中活法に基づき基本計画の認定を受けた地域の商店街振興組合、商店街の事業協同組合、共同店舗組合等

【スキーム】



アドバイザーには、中小企業診断士、建築士等に加え、各地でまちづくりの中心となって活躍した人物等、多様な専門家が登録されており、中心市街地活性化全般、あるいは、商店街が抱える様々な課題に対応したアドバイスを行います。

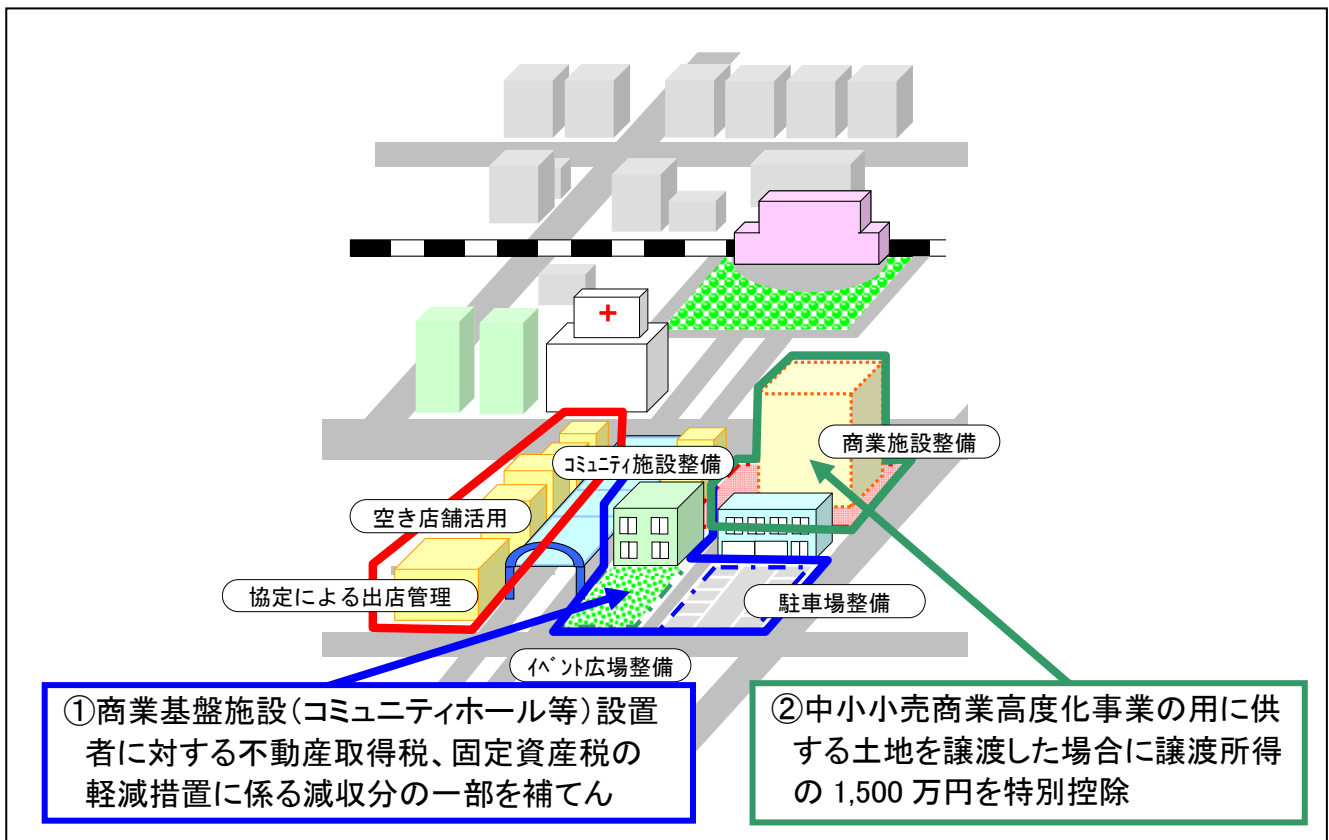
税制支援措置

1. 地方税の不均一課税実施に対する減収補てん措置

中心市街地活性化法に規定する認定中小小売商業高度化事業、認定特定商業施設等整備事業により商業基盤施設(多目的ホール等)を設置した事業者に対し、地方公共団体が条例を定めて不動産取得税、固定資産税の軽減を行った場合に、減収分の一部を国が地方交付税交付金で補てんする措置を実施する。

2. 土地等を譲渡した際の譲渡所得の特別控除

個人又は法人が中心市街地活性化法に規定する認定中小小売商業高度化事業の用に供するために土地等を譲渡した場合、譲渡した者の譲渡所得から1,500万円を特別控除する。



財政投融资

1. 低利融資制度(企業活力強化資金)

中心市街地・商店街に出店・事業を行う中小小売商業者等の設備投資資金等に対する低利融資{企業活力強化貸付(企業活力強化資金)}

- 【融資先】** (1)卸・小売・飲食店及びサービス業者
(上記を構成員とする事業協同組合等も含む)
(2)中心市街地活性化法の特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき事業を行う特定会社等
※(2)の対象となる方のうち、一定の条件を満たす方は劣後ローン制度の利用も可能です

【支援内容】

「不動産の所有と利用の分離」の手法を用い、不動産利用権を集約化して商業施設を整備する事業を行うまちづくり会社等、または中心市街地・商店街で事業を行う中小小売商業者等の設備資金及び運転資金に対する低利融資を行う。

【資金使途】

融資先(1):

経営近代化、流通合理化及び共同化等の設備(仕入配送・運搬用、保管、事務処理等)の取得、セルフサービス店の取得、集配センターの取得、空き店舗への出店、販売促進、人材確保、新分野への進出等

融資先(2):

計画の実施のために必要な設備資金及び運転資金

【貸付利率】中心市街地関連地域(中活法による中心市街地等)で事業を行う場合

融資先(1):

- ・中小企業事業本部→特別利率②
- ・国民生活事業本部→特別利率③

融資先(2):特別利率②

【限度額】日本政策金融公庫

中小企業事業本部 7.2億円(長期運転資金は2.5億円)
国民生活事業本部 7,200万円(運転資金は4,800万円)

中心市街地活性化に関するお問い合わせ先一覧

| 経済産業局等 | 窓口 | 連絡先(電話番号) | URL |
|------------|----------------------|------------------|---|
| 経済産業省本省 | 商務流通グループ 中心市街地活性化室 | 03-3501-3754(直通) | http://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/town_planning/index.html |
| 中小企業庁 | 経営支援部 商業課 | 03-3501-1929(直通) | http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/index.html |
| 北海道経済産業局 | 産業部 流通産業課 商業振興室 | 011-738-3236(直通) | http://www.hkd.meti.go.jp/information/shogyo/kasseikahou.htm |
| 東北経済産業局 | 産業部 商業・流通サービス産業課 | 022-221-4914(直通) | http://www.tohoku.meti.go.jp/shogyo/index-syotengai.htm |
| 関東経済産業局 | 産業部 流通・サービス産業課 商業振興室 | 048-600-0317(直通) | http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/ryutsu/shougyou/index.html |
| 中部経済産業局 | 産業部 流通・サービス産業課 商業振興室 | 052-951-0597(直通) | http://www.chubu.meti.go.jp/syosin/tyuukatu/tyuukatu.htm |
| 近畿経済産業局 | 産業部 流通・サービス産業課 | 06-6966-6025(直通) | http://www.kansai.meti.go.jp/sangyou.html |
| 中国経済産業局 | 産業部 流通・サービス産業課 | 082-224-5653(直通) | http://www.chugoku.meti.go.jp/policy/seisaku/a3.htm |
| 四国経済産業局 | 産業部 商業・流通・サービス産業課 | 087-811-8524(直通) | http://www.shikoku.meti.go.jp/1_sesaku/index.html#3 |
| 九州経済産業局 | 産業部 流通・サービス産業課 商業振興室 | 092-482-5456(直通) | http://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/ryutsu/frame.htm |
| 内閣府沖縄総合事務局 | 経済産業部 商務通商課 | 098-866-1731(直通) | http://ogb.go.jp/keisan/keisan_keisan_syoumu.html |

まちづくりに関するあらゆる情報が詳しく御覧いただけます。
 まちづくり総合情報サイト
<http://www.machigenki.jp/>